

添付法令資料 5 :

各信用組織法を合一するベトナム国会事務局の合一文書 (目次)

2017 年 12 月 12 日付第 07/VBHN-VPQH 号合一文書

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 17 条)
- 第 2 章 許可証 (第 18 条ないし第 29 条)
- 第 3 章 信用組織の組織化、管理及び調整
 - 第 1 目 通則 (第 30 条ないし第 42 条)
 - 第 2 目 株式会社又は有限責任会社である信用組織に対する通則 (第 43 条ないし第 51 条)
 - 第 3 目 株式会社である信用組織 (第 52 条ないし第 65 条)
 - 第 4 目 一名社員有限責任会社である信用組織 (第 66 条ないし第 69 条)
 - 第 5 目 二名以上社員有限責任会社である信用組織 (第 70 条ないし第 72 条)
 - 第 6 目 合作社である信用組織 (第 73 条ないし第 86 条)
 - 第 7 目 マイクロ・ファイナンス組織 (第 87 条及び第 88 条)
 - 第 8 目 ベトナムにおける外国銀行支店 (第 89 条)
- 第 4 章 信用組織の活動
 - 第 1 目 通則 (第 90 条ないし第 97 条)
 - 第 2 目 商業銀行の活動 (第 98 条ないし第 107 条)
 - 第 3 目 信用会社の活動 (第 108 条ないし第 111 条)
 - 第 4 目 ファイナンス・リース会社の活動 (第 112 条ないし第 116 条)
 - 第 5 目 合作社である信用組織の活動 (第 117 条及び第 118 条)
 - 第 6 目 マイクロ・ファイナンス組織の活動 (第 119 条ないし第 122 条)
 - 第 7 目 ベトナムにおける外国銀行支店の活動 (第 123 条)
- 第 5 章 外国信用組織及び銀行活動を行うその他の外国組織の代表事務所 (第 124 条及び第 125 条)
- 第 6 章 信用組織の活動における安全保護のための制限 (第 126 条ないし第 135 条)
- 第 7 章 財務、会計計算及び報告 (第 136 条ないし第 144 条)
- 第 8 章 信用組織の特別監査、再編、破産、解散及び清算・整理
 - 第 1 目 特別監査 (第 145 条ないし第 146d 条)
 - 第 1a 目 特別監査を受けた信用組織の実態評価及び再構造方針の決定 (第 147 条及び第 147a 条)
 - 第 1b 目 特別監査を受けた信用組織の回復方案 (第 148 条ないし第 148d 条)
 - 第 1c 目 特別監査を受けた信用組織の吸収合併、新設合併及び株式又は出資持分全部の譲渡に係る方案 (第 149 条ないし第 149d 条)
 - 第 1d 目 特別監査を受けた信用組織の解散方案 (第 150 条及び第 150a 条)
 - 第 1d 目 特別監査を受けた商業銀行の強制移転方案 (第 151 条ないし第 151g 条)

第 1e 目 特別監査を受けた信用組織の破産方案（第 152 条ないし第 152c 条）

第 2 目 再編、解散、破産、清算・整理並びに資本及び財産の封鎖（第 153 条ないし第 157 条）

第 9 章 国家管理機関（第 158 条ないし第 160 条）

第 10 章 施行条項（第 161 条ないし第 163 条）

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所